

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年5月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第4号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(一日乗車運賃)</p> <p>第7条 一日乗車運賃は、旅客が乗合自動車の均一路線及び調整路線（以下「全線」という。）並びに高速鉄道の全路線において、旅客が指定した日に多回数乗車する場合について適用する。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 観光特急路線 自動車規程第2条第2項に規定する定期観光運送を行う路線をいう。</u></p> <p>(一日乗車運賃)</p> <p>第7条 一日乗車運賃は、旅客が乗合自動車の均一路線、<u>調整路線及び観光特急路線</u>（以下「全線」という。）並びに高速鉄道の全路線において、旅客が指定した日に多回数乗車する場合について適用する。</p>

2 一日乗車運賃の額は、次のとおりとする。

一日乗車運賃の種類	乗車区間		額(1人につき)
	乗合自動車	高速鉄道	
乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車旅客運賃	全線	<u>全線</u>	円 1,100
乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車旅客運賃	全線	<u>全線</u>	550

2 一日乗車運賃の額は、次のとおりとする。

一日乗車運賃の種類	乗車区間		額(1人につき)
	乗合自動車	高速鉄道	
乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車旅客運賃	全線	<u>全路線</u>	円 1,100
乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車旅客運賃	全線	<u>全路線</u>	550

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則 (令和6年5月31日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)